平成２２年（フ）第４８９号
福岡市博多区吉塚７丁目９番２―208号
債務者　大津　幸来
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４９２号
福岡市南区老司３丁目16番９―307号
債務者　諸泉加代子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５００号
福岡市西区下山門団地８番103号
債務者　三亀　史雄
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５０３号
福岡市博多区博多駅前４―24―１―304
債務者　真崎　　実
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５２９号
福岡市西区野方４丁目２番22号
債務者　川西　信一
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５３１号
福岡市中央区舞鶴３丁目３番５号
債務者　田村　順子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５４０号
福岡県筑紫野市大字吉木2315番地43
債務者　伊東　麻美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７７号
福岡県久留米市東櫛原町1433番地19
債務者　柳瀬　和彦
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１６３号
福岡県田川郡糸田町1411番地11
債務者　則松　敏子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１８８号
福岡県田川郡福智町弁城2575番地２
債務者　神代亜希子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第８１２号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南２丁目２番地の２
債務者　松本光太郎
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
仙台市青葉区台原１丁目15番37号　加藤マンション201
債務者　柳　由美子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
仙台市太白区佐保山３番12号
債務者　伊藤　正行
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
仙台市太白区佐保山３番12号
債務者　伊藤はま子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
宮城県塩竈市西玉川町10番28号　蜂谷荘Ｂ―17号
債務者　内海　　貢
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
宮城県塩竈市西玉川町10番28号　蜂谷荘Ｂ―17号
債務者　内海　裕美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
仙台市太白区金剛沢３丁目１番19号
債務者　金澤　奈央
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
仙台市青葉区荒巻神明町26番１―102号
債務者　佐藤　裕子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係